

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第32号

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年静岡県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（略）			別表（略）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
(略)			(略)		
高温高压多機能抽出装置	(略)		高温高压多機能抽出装置	(略)	
ろ過装置	(略)		冷却水製造装置	<u>1時間</u> <u>につき</u>	<u>7,600円</u>
(略)			ろ過装置	(略)	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。